



令和5年度退職者から

「療養補助金の給付対象期間が選択制」

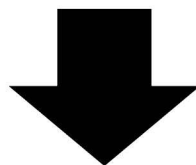
になります!

令和5年度退職者から公務員の定年が引上げになったことに伴い、療養補助金の給付対象期間が加入者の希望による選択制となります。

【現行】

令和4年度
まで退職者

60 歳に達した月の翌月から 75 歳に達する月まで (固定:15年間)



【見直し後】

令和5年度
以降退職者

61 歳到達年度から 80 歳到達年度の間で15年間を選択する

<例1> 61歳到達年度から75歳到達年度 → 15年間

<例2> 65歳到達年度から80歳到達年度 → 15年間

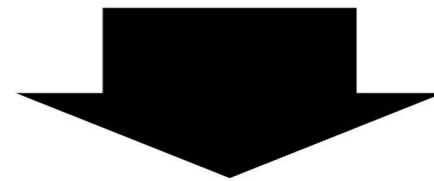
※給付対象期間の選択は、特別加入者の資格取得時(退職時)に行います。

なお、一度選択した給付対象期間の変更はできません。

※詳細につきましては、裏面をご覧ください。

定年引上げに伴う退職互助部事業（療養補助金）の見直し

		20歳	35歳	60歳	65歳	75歳	80歳	死亡喪失
<p>【現行】</p> <p>R4年度までに退職した会員が対象で、50歳に達した後退職した会員が特別加入者として加入する。 療養補助金の給付を受けられる期間については、60歳から75歳までの15年間。</p> <p><療養補助金の給付期間> 給付開始 60歳 給付終了 75歳（給付期間15年間）</p> <p>※1 定年後も再任用(フル・短時間)で勤務する場合、現職の互助会員として会員療養見舞金も受給する。</p>	任用状況	現 役		定年退職	現役（再任用）			
	会員区分		⇒現職加入者	⇒特別加入者				
	掛金		掛金納付期間（300回）					
	療養補助金				療養補助金給付			
	その他サービスの提供				その他サービス（会報発行、長寿祝金、スポーツ・芸術鑑賞）			
	現職期間中の医療費補助		会員療養見舞金給付		会員療養見舞金	☞※1		



		20歳	35歳	60歳	65歳	75歳	80歳	死亡喪失
<p>【改正後】</p> <p>R5年度以降に退職した会員が対象で、50歳に達した後退職した会員が特別加入者として加入する。 療養補助金の給付を受けられる期間については、61歳から80歳の間で15年間を選択できる。</p> <p><療養補助金の給付期間> 給付開始 61～66歳〔年度〕 給付終了 75～80歳〔年度〕（給付期間15年間）</p> <p>※2 退職時に受給期間を選択するため、その時点では療養補助金と会員療養見舞金の併給も選択できる。ただし、退職時に併給を避けても、再度現職となれば、併給となる可能性はある。</p>	任用状況	現 役		定年退職	現役（再任用等）			
	会員区分		⇒現職加入者	⇒特別加入者				
	掛金		掛金納付期間（300回）					
	療養補助金				療養補助金給付			選択
	その他サービスの提供				その他サービス(会報発行、長寿祝金、スポーツ・芸術鑑賞)			
	現職期間中の医療費補助		会員療養見舞金給付		会員療養見舞金	☞※2		